

広島県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

職員の勤務時間等に関する訓令の一部を改正する訓令

職員の勤務時間等に関する訓令（昭和二十七年広島県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十一条（略）</p> <p>（短時間勤務会計年度任用職員の取扱い）</p> <p>第十二条 この訓令の規定にかかわらず、短時間勤務会計年度任用職員（条例第十七条第一項に規定する短時間勤務会計年度任用職員をいう。）の勤務時間等並びに出勤、休暇及び職務に専念する義務の免除の取扱いについては、別に定める。</p>	<p>第十一条（略）</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。